

国立新美術館映画等撮影取扱要領

平成18年 9月 1日
館 長 裁 定

国立新美術館（以下「美術館」という。）における映画等撮影については、以下により取り扱う。

（目的）

第1 この要領は、美術館における撮影が、適正かつ円滑に行われることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（撮影承認等）

第2 撮影の承認は、映画、テレビドラマ及びこれに類するロケーション、商品広告等のスチール撮影で申請があったもののうち、国立新美術館長（以下「館長」という。）が適当と認めたものに対して行うものとする。

（撮影の制限等）

第3 次の事項に該当する場合、館長は撮影を制限し、または許可しないものとする。

- （1）公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき
- （2）集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき
- （3）美術館の業務に支障をきたすおそれがあると認められるとき
- （4）美術館の建物及び資料・展示品・関連施設・関連設備に悪影響が生じると認められるとき
- （5）撮影を行おうとする者（以下「撮影申請者」と言う。）及びその関係者が、本要領または美術館職員及び委託業者従業員等（以下「職員等」という。）の指示に反するおそれがあると認められるとき
- （6）その他撮影を許可することが適当でないとき

（撮影の手続き）

第4 撮影申請者は、「国立新美術館建物撮影・掲載等申請書」（別記第1号様式）並びに撮影に係る企画書または台本等関係書類を添えて、原則として撮影予定日の1週間前までに提出し、館長の許可を得なければならない。

（撮影可能場所）

第5 撮影可能場所は、屋外展示エリアを除く敷地内、エントランスホール、2、3階ホール、屋外テラス、正面玄関広場、美術館内庭園、講堂、研修室とする。

(撮影可能日及び時間帯)

第6 撮影は原則として休館日(毎週火曜日。ただし、祝日又は休日に当たる場合は翌日。)の午前10時から午後8時までとする(使用に係る準備・後片付け・清掃等の一連の作業を含む。)

(撮影の条件)

第7 撮影の許可に当たって、次の条件を附するものとする。

- (1) 撮影した内容等は、本申請目的以外には使用しないこと。
- (2) 撮影に必要な一切の機材等は、撮影申請者が用意し、撮影に要する電源も用意するとともに事前に職員等と協議すること。
- (3) 撮影に当たっては、定められた場所以外での喫煙・飲食を行わないこと。
- (4) 撮影等により生じたゴミ等は、持ち帰ること。
- (5) 撮影に要する車両については、その駐車台数及び駐車場所を事前に職員等と協議すること。
- (6) 撮影場所については、撮影による破損等を防ぐため、事前に職員等の指示により養生するとともに、撮影後は原状回復を行うこと。
- (7) 撮影に当たり、所有権・著作権等法令上の問題が生じた場合は、すべて撮影申請者が責任を負うこと。
- (8) 作品等のクレジットに「撮影協力：国立新美術館」等と美術館のシンボルロゴマークを明記すること。なお、明記の方法等は職員等と打ち合わせること。ただし、作品等の都合によりクレジットの明記ができない場合はこの限りでない。
- (9) 撮影に伴う成果物は、美術館に寄贈すること。
- (10) 美術館が必要と認める場合は当該放送等のビデオテープ等の記録物の提出を求められることがあること。
- (11) 緊急事態発生時及びその他撮影に関する事項については、館長及び職員等の指示に従うこと。

(撮影の中止)

第8 館長は、撮影申請者が第3に定める制限事項及び第7に定める条件に違反していると判明した場合は、撮影承認の取消または撮影の中止を命じることができる。

(撮影料金)

第9 撮影料金は、別表「国立新美術館撮影等料金表」のとおりとする。ただし、作品等

のクレジットに「撮影協力：国立新美術館」等と美術館のシンボルロゴマークを明記する以外に美術館の広報活動を支援する撮影申請者においては、別途協議する。

- 2 撮影申請者は、撮影予定日の前日までに当該撮影料金を支払わなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、使用予定日以降の支払いを認めることができる。
- 3 2により支払われた撮影料金は、撮影申請者の都合により使用を取りやめる場合は返還する。
- 4 第8の要領により撮影承認が取り消された場合または撮影を中止した場合は返還しない。
- 5 振込に係る経費は、撮影申請者が負担する。

(損害賠償)

- 第10 撮影申請者は、その責に帰する事由により、美術館の施設等を滅失又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損による施設等の損害に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、原状回復した場合は、この限りではない。
- 2 前項に掲げる場合のほか、本取扱要領を履行しないため損害を与えたときは、その損害額の相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(その他)

- 第11 本要領に定めのない事項は、別途定める。

附則

この要領は、平成18年 9月 1日より施行する。

附則（一部改正 平成26年 1月14日）

- 1 この要領は、平成26年 4月 1日より施行する。
- 2 改正後の国立新美術館映画等撮影取扱要領の別表は、この要領の施行日以後の撮影日より適用し、同日前の撮影日については、なお従前の別表による。

附則（一部改正 令和 元年 9月12日）

- 1 この要領は、令和 元年10月 1日より施行する。
- 2 改正後の国立新美術館映画等撮影取扱要領の別表は、この要領の施行日以後の使用日より適用し、同日前の使用日については、なお従前の別表による。

附則

この要領は、令和3年4月1日より施行する。

別表

国立新美術館撮影等料金表

令和 元年10月 1日現在

撮影種別	撮影料金（1時間あたり）
スチール撮影 （雑誌、商品広告、ファッション撮影等）	52,000円
映像撮影 （映画、テレビドラマ、CM等）	104,000円

なお、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づく消費税は、上記金額に含まれるものとする。

別記第1号様式

整理番号 _____

国立新美術館建物撮影・掲載等申請書

令和 年 月 日

国立新美術館長 殿

申請者 住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 氏 名
(連絡先電話番号)

下記のとおり国立新美術館の建物撮影及び掲載等を申し込みます。
なお、撮影に当たっては、国立新美術館映画等撮影取扱要領を遵守します。

1, 撮影の目的 (写真等の使用目的)

2, 撮影の範囲

3, 撮影責任者

4, 撮影希望日時 令和 年 月 日 ()
午前・午後 時 分～午前・午後 時 分

5, 撮影物発行又は
放送等の予定日 令和 年 月 日 ()

6, 備 考